

特定子ども・子育て支援施設等一覧（認可外保育施設【ベビーシッター】）令和7年8月1日時点

注)個人事業主として事業を実施しているペービッシュターについては、個人情報保護の観点から所在地の記載を行行政区までとしています。

- ・無償化対象外となっている施設についても、改善が確認され次第、無償化対象となります。
 - ・表内に一が付いている施設については、今年度の立入調査後、その結果に応じて〇もしくは×となります。
 - ・備考欄に※が付いている施設については、本市による立入調査の結果、改善を要する事項があり、是正指導中であることを表しています。所定の期限までに施設から改善状況報告がない場合又は改善が確認できない場合は、**最新月**が〇となっていても、翌月以降、無償化対象となる可能性があります。**また、最新月が×となっていても、改善が確認できた翌月以降、〇となる可能性があります。**
 - ・この情報は毎月更新しますので、随時御確認ください。